

## 事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正 (重要通信の義務化に関する制度改正) について

### I 背景

緊急通報及び災害時優先通信に関して、現在、O A B～J 番号を使用する電話（アナログ電話、I S D N 及び O A B～J - I P 電話）に緊急通報の提供が義務づけられているほかは、電気通信事業者の自主的取組の中で提供されているところである。O A B～J 番号を使用する電話、携帯電話及び P H S が緊急時の通信手段として重要な役割を果たしている状況にかんがみ、それらの通信手段においても、緊急通報及び災害時優先通信の提供を確保する必要がある。

総務省の「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」報告書においても、携帯電話等について、緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化すべき旨の提言がなされている。

これらを踏まえ、緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化することを目的とした関係省令の改正を行うため、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）及び電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）の一部改正について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 169 条第 4 号の規定により諮問するものである。

### II 改正の概要

- 1 電気通信番号規則の一部改正
  - ・ 携帯電話及び P H S に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を指定する際の要件として、緊急通報の利用が可能であることを追加する。
- 2 事業用電気通信設備規則の一部改正
  - ・ 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備のうち、アナログ電話用設備、I S D N 用設備、O A B～J - I P 電話用設備、携帯電話用設備及び P H S 用設備について、災害時優先通信を扱う機能を有することを義務づける。
  - ・ アナログ電話用設備、I S D N 用設備及び O A B～J - I P 電話用設備については、設備の改修等が必要であるため災害時優先通信の提供ができない場合には、制度改正から 2 年を限度として義務を課さないこと

- とする。
- ・ 災害時優先通信を扱う事業用電気通信回線設備に必要とされる機能等について、所要の規定整備を行う。

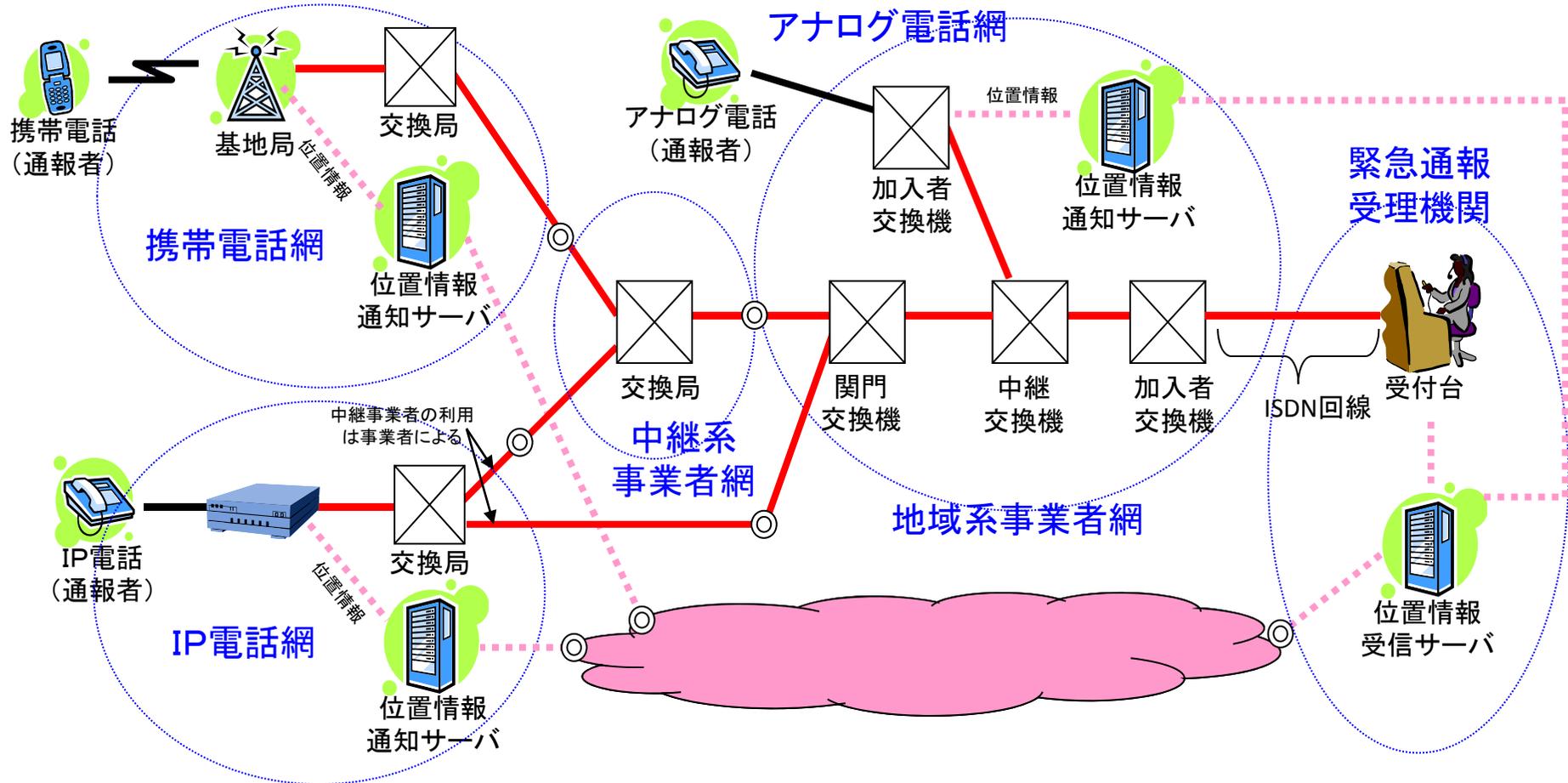
(参考：諮問対象外)

- 3 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正
  - ・ 電気通信設備が技術基準に適合することにつき電気通信事業者が自己確認を行った場合に総務大臣へ届出を行う際の添付書類として、災害時優先通信を扱う事業用電気通信設備に関する説明書を追加する。
- 4 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正
  - ・ 電気通信事業者が災害時優先通信の取扱いを開始等するときに総務大臣への事前の報告を義務づけるとともに、報告様式について定める。

### Ⅲ 施行期日

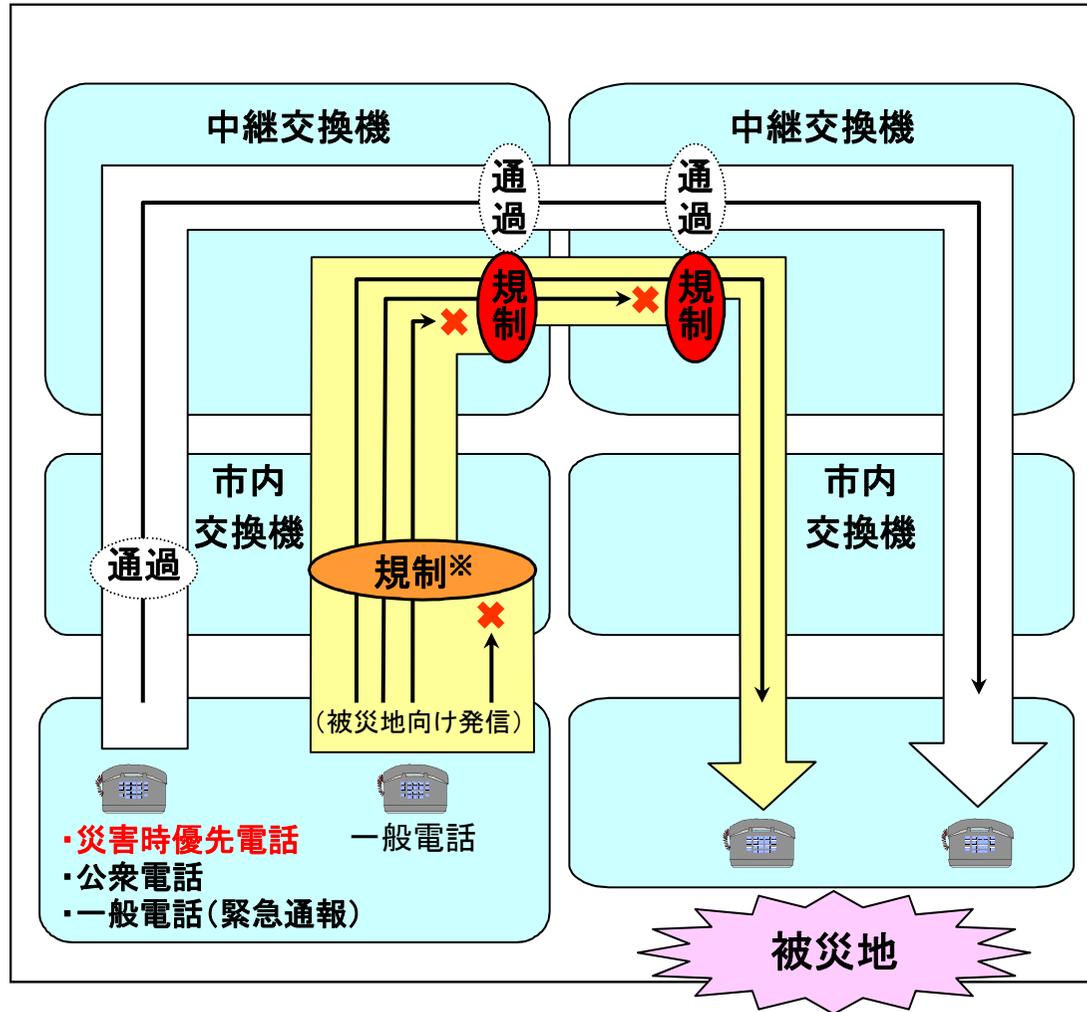
施行期日は公布の日とする。

# 緊急通報のネットワーク構成のイメージ

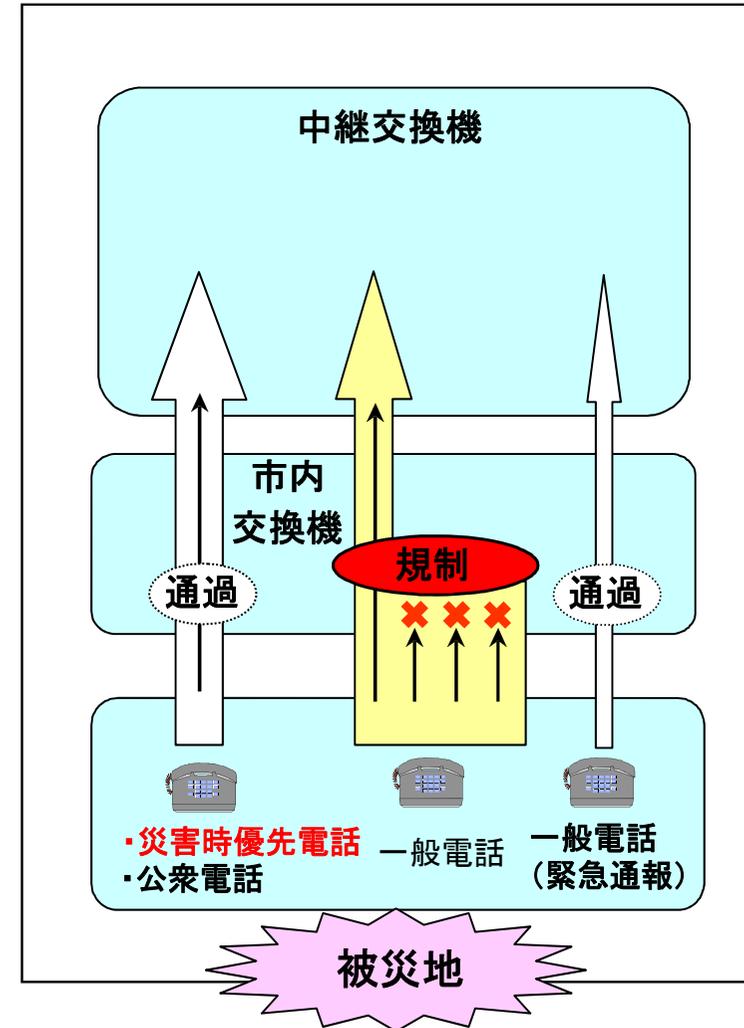


# 災害時優先通信のイメージ

## 被災地への通信に対する規制



## 被災地からの通信に対する規制



※上位の中継交換の処理見合いで、市内交換機でも規制する場合あり